

(一社)宮城県交通安全協会「入院見舞金等制度」について

～ 交通事故による見舞金等制度のお知らせ ～ (一社)宮城県交通安全協会

☆ 見舞金制度とは？

(一社)宮城県交通安全協会では運転会員になられた皆様が、万一交通事故により30日以上継続入院治療を必要とする傷害を負われた場合及び40日以内に死亡された場合に、見舞金をお支払する制度です。

本制度は、平成20年4月1日から実施しております。

(一部改正 平成28年6月1日)

☆ 適用をうけるには？

シートベルト又はヘルメットの着用及び交通ルールの遵守を前提としています。これは見舞金等の導入によりシートベルト等の着用及び交通ルールの遵守を促し、交通安全に寄与することを目的としています。

1 適用対象

- (1) 本制度は、自動車運転免許の更新又は新規取得時に加入した会員及び個人の賛助会員に対して適用します。
- (2) 交通事故の発生時において、運転又は同乗中にシートベルトを装着しているとき、自動二輪車又は原動機付自転車の乗車時に乗車用ヘルメット装着しているとき、横断歩道を歩行中並びに自転車乗車中に限り適用します。

2 対象となる交通事故

見舞金等は会員が自動車、自動二輪車又は原動機付自転車を運転し、又は同乗(バス、タクシー、その他送迎用自動車の乗客等である場合を除く。)している際、及び歩道(路側帯を含む。)又は横断歩道を歩行中並びに自転車乗車中に発生した交通事故であって、次のいずれにも該当する対象にしています。

- (1) 入会の日から会員の有効期限までに発生したものであること。
- (2) 日本国内で発生し、かつ、人身事故証明書が発行された場合に限る。
- (3) 当該交通事故が原因し、発生から40日以内の死亡、傷害の治療のため30日以上継続して入院したものであること。

3 入院見舞金等の支払いの制限

県協会は、次のいずれかに該当する交通事故である場合は、見舞金等を支払いません。

- (1) 故意(危険運転致死傷を含む。)による場合
- (2) 自殺行為、犯罪行為、又は闘争行為による場合
- (3) 無免許運転、飲酒運転、過労運転又は覚せい剤等薬物が影響する運転による場合
- (4) テロ行為、戦争、革命、内乱、外国の武力行使又は暴動が起因する場合
- (5) 自動車等の競技、競争、興行、訓練、又は試運転中による場合
- (6) 爆発又は火災に起因する場合
- (7) 地震、津波等自然災害に起因する場合
- (8) 脳疾患、疾病、又は心神喪失による場合
- (9) 歩道(路側帯を含む。)の区別のない道路における歩行中の場合
- (10) 信号無視による横断歩道を歩行中の場合
- (11) 自転車に乗車中、法の定めに従って走行していない場合

4 入院見舞金等の額

見舞金等の額については、1事故につき3万円とし、入院見舞金と死亡弔慰金は重複して支払わないものとする。ただし、歩行中及び自転車乗車中の事故については、1事故につき1万円とする。

5 請求の手続き

(1) 入院見舞金等の給付を受けようとする会員、又は会員が死亡したときの法定相続人は、入院見舞金等の給付を受ける権利が発生したときから3か月以内(死亡の場合死亡日が起算日、30日以上入院の場合入院期間31日目が起算日)に入院見舞金等給付の申請手続きをしなければならない。

期間内の請求を怠ったときは、その権利を失う。

(2) 会員は、入院見舞金等の請求にあたり、請求書に必要事項を記入の上、人身事故証明書又はその写し及び継続入院の日数が証明できる診断書(同等の証明力を有する書類を含む。)又はその写しを添付しなければならない。

(3) 会員は、請求することが困難であるときは、代理人(成人に限る。)による請求の手続きをすることができる。

この場合において、(2)の請求書類のほか、代理権を明確にする委任状及び運転免許証の写しを提出しなければならない。

6 請求先

請求者本人が住所地を管轄する地区交通安全協会(以下「地区協会」という。)に請求していただきます。

7 見舞金等の支払い方法

見舞金等は、原則として当該請求を受理した地区協会の役員が請求した会員本人(死亡弔慰金については、法定相続人)に手渡すことにしています。

8 参考事項

見舞金等を請求する際には、事前に県協会又は地区協会にご連絡下さい。

[問い合わせ先]

① 一般社団法人 宮城県交通安全協会

〒 980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

TEL 022-223-1130

FAX 022-223-1169

② 会員の住所地管轄の地区交通安全協会

(警察署内に地区交通安全協会事務局があります。)

「個人情報保護法に関するお知らせ」

会員の個人情報は、下記以外には利用しません。

- ① 優良運転者、交通安全功労者等の表彰
- ② 交通安全に関する各種情報の通知、お知らせ
- ③ 見舞金等制度での会員確認

交通安全協会入会者の皆様へ！！

(一社)宮城県交通安全協会

～ 会員の安全運転を支援するための

入院見舞金等制度の給付対象は、平成 21 年 1 月 1 日から全会員となります。～



平成 20 年度から (一社) 宮城県交通安全協会では見舞金制度を導入しております。

これは、会員の皆様が、万一交通事故によって 30 日以上入院治療を必要とする傷害を負われた場合及び 40 日以内に死亡された場合に、当協会から見舞金などをお渡しする制度です。

- 制度スタート 平成 20 年 4 月 1 日から (平成 28 年 6 月 1 日一部改正)

- 対象者 会員・個人の賛助会員
 - ・ 平成 21 年 1 月の改正時からは、会員及び個人の賛助会員の資格を有する全ての方に適用されるようになっています。
 - ・ 自動車、自動二輪車又は原動機付自転車を運転し、又は同乗 (バス、タクシーその他送迎用の自動車の乗客等である場合は除く。) している際、及び歩道 (路側帯を含む。) 又は横断歩道中並びに自転車乗車中に発生した事故に適用されます。

- 事故見舞金等の額 (1 事故につき 3 万円です。)
 - ・ 死亡弔慰金と入院見舞金は重複して支払われません。
 - ・ 歩行者、自転車事故については、1 事故につき 1 万円。

注意！シートベルト又はヘルメットを着用し法の定めに従っていることが適用条件となっています。

★ くわしくは、次の交通安全協会へお問い合わせ下さい。

- ・ 宮城県交通安全協会 TEL022-223-1130
- ・ 各地区交通安全協会事務局 (警察署内にあります。)

詳細について知りたい方は、下記をクリックして下さい。

[◎\(一社\)宮城県交通安全協会「入院見舞金等制度」について](#)